

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年8月25日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第2号

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1京都市立伏見工業高等学校の項中

「

定時制	システム工学科	3年	5年
	工業技術科	4年	7年

を

」

「

定時制	工業技術科	4年	7年
-----	-------	----	----

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において、京都市立伏見工業高等学校の定時制の課程のシステム工学科に在学している者については、この規則による改正後の京都市立高等学校の管理運営に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)